平成２５年（フ）第４３６３号
大阪府東大阪市永和３丁目８番９号　メロディーハイム小阪２Ｅ号
債務者　藤山　博高
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４１６号
大阪市淀川区田川北１丁目７番11号、前住所大阪府寝屋川市成田西町１番29号
債務者　杉本佳名子（旧姓板倉）
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４３５号
大阪府豊中市利倉西１丁目４番25―103号
債務者　河野　靖子
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４５５号
大阪府吹田市山手町３丁目15番Ｃ―304号、前住所香川県観音寺市高屋町1633番地
債務者　岡野　郁之
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７７８号
大阪府東大阪市横沼町１丁目13番14号
債務者　増永　光子
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８５０号
大阪府八尾市山本町南１丁目11番４―407号
債務者　伊南能理子
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９３０号
大阪府茨木市平田台３番３号　レオパレスノーサイド平田212号、前住所愛知県一宮市牛野通１丁目３番地１　モアグレース公園通Ⅱ704号
債務者　野村　祐介
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９４３号
大阪市旭区大宮５丁目２番14―414号
債務者　松田　一晃
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２６号
大阪府岸和田市八幡町10番15号、前住所大阪府貝塚市北町６番29―210号
債務者　吉川　裕之
1　決定年月日時　平成25年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第６２６号
熊本市北区植木町岩野973番地　スカイハイツ福島106号室
債務者　角田　　暁
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６２８号
熊本市南区合志２丁目11番８号　レジデンス西村Ａ103
債務者　安藤真理子（旧姓土門）
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１７号
北海道稚内市富岡３丁目１番12号
債務者　小野崎　愛(旧姓久保向・濱田・野村)
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２５年（フ）第１８号
北海道稚内市大黒１丁目１番５号　ピュアリーベンＡ棟203号室
債務者　内城　伸司
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２５年（フ）第１９１号
群馬県高崎市下小鳥町787番地　レジデンス小鳥202号
債務者　桑田　泰輔
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１９２号
群馬県高崎市緑町２丁目９番地２
債務者　田中　照章
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１９３号
群馬県高崎市緑町２丁目９番地２
債務者　田中身江子
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第３００号
埼玉県児玉郡神川町大字原新田48番地１　川野ハイツ101
債務者　前川セサルこと　マエカワシマブクロセサルオマル
1　決定年月日時　平成25年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部